

## 国指定文化財の指定等について

## 1 国指定史跡の追加指定

国の文化審議会（会長：島谷弘幸）は、令和7年6月20日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「小田原城跡」（小田原市）について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申し、文部科学省は、令和7年9月18日（木曜日）付け官報において、国史跡「小田原城跡」（小田原市）について指定地の範囲を追加する旨の告示を行いました。

なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件（史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件）となります。

※答申については令和7年度第1回審議会にて報告済み

[令和7年6月20日答申、令和7年9月18日官報告示]

**小田原城跡**（写真①～⑦）

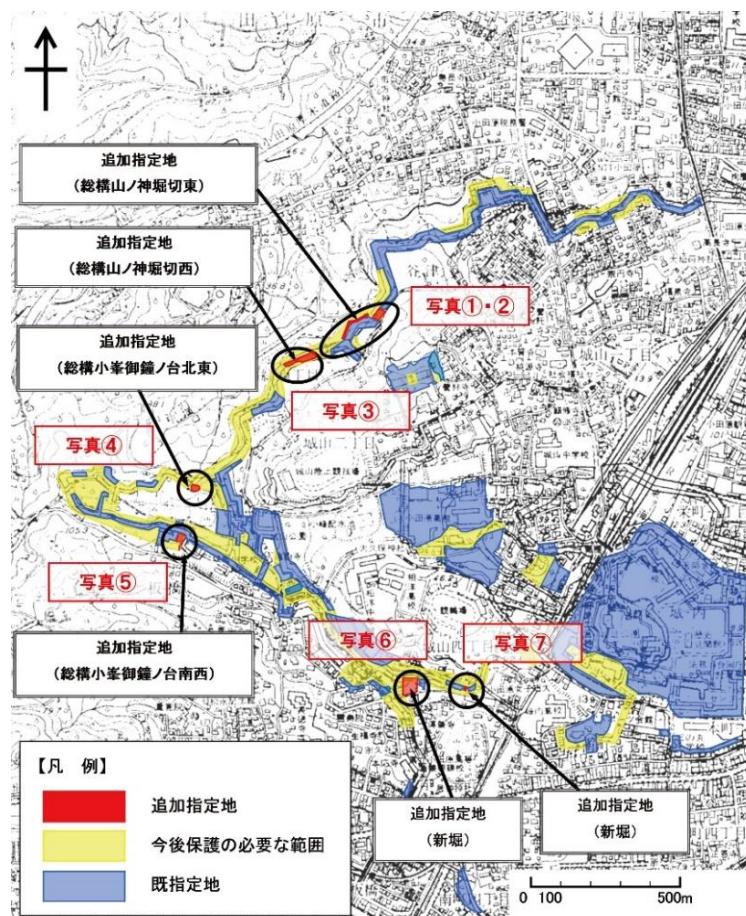
所在 地 小田原市城内 900番1外 591筆（既指定地）

小田原市谷津字山神259番15外 14筆（追加指定地）

指定面積 309,567.17 m<sup>2</sup>（うち今回追加分 4,456.49 m<sup>2</sup>）

概 要 戦国時代、小田原北条氏が関東支配の中心拠点として整備・拡張した城跡。小田原北条氏滅亡後、大久保氏他の譜代大名が城主となり、関東地方の入口の防御の要として江戸時代を通じて重視された。今回、総構の土塁と堀にあたり、既指定地に隣接する6地点7か所15筆を追加指定する。地点名は次のとおり。総構山ノ神堀切東（2か所）、総構山ノ神堀切西、総構小峯御鐘ノ台北東、総構小峯御鐘ノ台南西、新堀2地点（2か所）

追加指定地の位置図（S=1/250）



## 追加指定地の写真



そうがまえやまのかみほりきりひがし  
写真① 総構山ノ神堀切 東



そうがまえやまのかみほりきりひがし  
写真② 総構山ノ神堀切 東



そうがまえやまのかみほりきりにし  
写真③ 総構山ノ神堀切 西



そうがまえこみねおかねのだいほくとう  
写真④ 総構小峯御鐘ノ台北 東



そうがまえこみねおかねのだいなんせい  
写真⑤ 総構小峯御鐘ノ台南 西



しんほり  
写真⑥ 新堀



しんほり  
写真⑦ 新堀

## 2 国登録有形文化財（建造物）の新規登録

文部科学省は、令和7年8月6日（水曜日）付け官報において、「**旧松野家住宅主屋**」（横浜市磯子区）ほか4件（計3箇所）を、登録有形文化財（建造物）に登録する旨の告示を行いました。

現在、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で343件（177箇所）です。

[令和7年8月6日告示]（令和7年度第1回文化財保護審議会資料より再掲）

### 旧松野家住宅主屋

#### 旧松野家住宅表門及び塀

所在地 横浜市磯子区滝頭

所有者 個人

建築年代 主屋：昭和5年／昭和47年増築

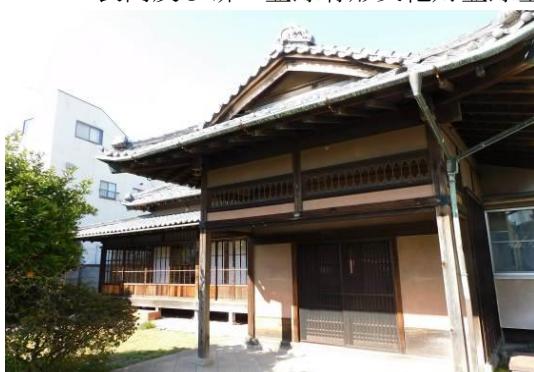
表門及び塀：昭和7年頃

数量 2件（1箇所）

特徴等 主屋は、掘割川の西に位置する地主の本宅。敷地中央に南面して建つ寄棟造桟瓦葺の平屋建で、正面東寄りに入母屋造の玄関を付す。内部は南西のオクノマ八畳に床構えを備え、玄関の東にチャノマ、北にダイドコロを配す。床框に紫檀など吟味し、良材を用いた近代和風住宅。表門及び塀は、主屋玄関の南、引込み路に南面して開く。表門は切妻造桟瓦葺で二段に腕木を重ねる腕木門。両脇に延びる塀は桟瓦葺で、表門と揃えて二段に腕木を重ね、門両脇の腰を堅板張に竹目板打とする以外は下見板張とする。敷地南面の歴史的な景観を整える表門と塀。

基準 主屋：登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）

表門及び塀：登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



旧松野家住宅主屋



旧松野家住宅表門及び塀

こう ほ け じゅうたくてんほけんおもや  
**幸保家住宅店舗兼主屋**

こう ほ け じゅうたくいしぐら  
**幸保家住宅石蔵**

所 在 地 横須賀市東浦賀

所 有 者 個人

建築年代 店舗兼主屋：大正 14 年／令和 6 年改修

石蔵：大正 4 年

数 量 2 件（1 箇所）

特 徵 等 浦賀湾東側の街路に西面して建つ、元米穀商の建物。

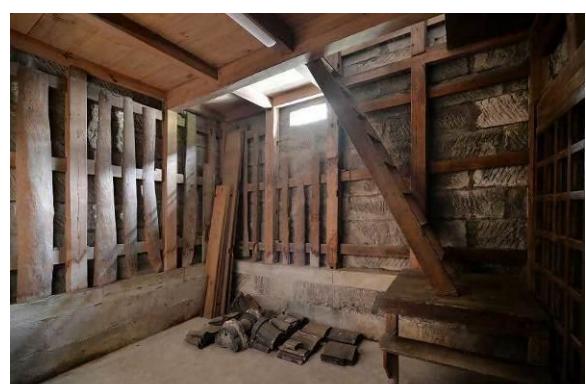
店舗兼主屋は、二階建寄棟造桟瓦葺で正面に下屋を付す。一階内部は前土間で、繊細な格子戸を建て、奥に二室を配す。二階は二室で表側を十畳の床構え付き座敷とする。窓に手摺を付し港町の風情を伝える貴重な町家。

石蔵は、主屋の南隣に立つ米蔵。切妻造桟瓦葺で鉢巻を含め、外壁全面に長尺の房州石を積上げた木骨石造建築。北面に戸口を設け、各階一室で木造軸組と束立の和小屋を現し、一階土間の内壁に荷擦木を打付ける。店舗兼主屋と一連で、浦賀の往事の景観を今に伝える。

基 準 登録有形文化財登録基準 1 号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



幸保家住宅店舗兼主屋



幸保家住宅石蔵

きゅうやまかわけじゅうたくおもや  
**旧山川家住宅主屋**

所 在 地 中郡二宮町二宮

所 有 者 個人

建築年代 昭和 18 年／昭和 45 年頃・平成 10 年頃改修

数 量 1 件 (1 箇所)

特 徴 等 二宮駅から海岸に通じる緩やかな坂道に東面する日本画家山川秀峰の住宅。木造二階建、  
妻造のシンプルな外観で、かつて海を望んだ南側に画室や居室を並べる。画室は和小屋を  
現し、一部丸竹詰張の天井を張るなど、民家風の趣味を取り入れた貴重な吉田五十八作品。

基 準 登録有形文化財登録基準 2 号該当 (造形の規範となっているもの)



旧山川家住宅主屋